

日本GH協 ニュース

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 2014.11.19 第14号

介護報酬改定

盛り込まれたヒアリングでの訴え！

- ・夜間ケア加算に「宿直職員の評価」（論点1）
- ・「3ユニット標準」を明確化（論点3）
- ・共用デイ「1ユニット3人以下」（通所介護・論点1）

本日（11月19日）開催された第115回社会保障審議会 介護給付費分科会において、27年度介護報酬改定における認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の論点と対応案が示された。

「消費税引き上げ」の延期で、介護報酬単価の大幅なマイナスが懸念されている。その中であって、本日晒された論点への対応案には、グループホームの果たす役割への期待が色濃く現れていた。

「報酬・基準の基本的なとりまとめ」は11月下旬の予定。

なお、今回示された論点と対応案の概要は以下の通りである。

【認知症対応型共同生活介護】

論 点	対 応 案
論点1 夜間ケア加算について	宿直職員による夜間の加配を新たに評価。
論点2 看取り介護加算について	・死亡日以前4日以上30日以下における看取り介護加算の引上げ。 ・看取り介護の体制構築・強化の推進
論点3 ユニット数の見直しについて	新たな用地確保が困難である等の事情がある場合においては「3ユニット」まで「標準」として考えて差支えない旨を明確化。
論点4 同一建物に併設できる施設・事業所について	一定の条件の下、広域型の特養などの併設も認める仕組みとする。

【認知症対応型通所介護】

論点1 共用デイの利用定員について	「1事業所3人以下」となっている現行の利用定員を「1ユニット3人以下」に見直す。
論点2 運営推進会議の設置について	平成28年度から「運営推進会議」の設置義務付け。
論点3 宿泊サービスについて	届出制の導入、事故報告の仕組みの構築など。
論点4 送迎について	送迎を行っていない場合は減算の対象とする。
論点5 送迎時の居宅内介助等について	送迎時の居宅内介助等も所要時間に含める。
論点6 延長加算について	宿泊サービス実施の場合は算定不可とする。

※ 協会からのお知らせ

詳細は協会ホームページ【厚生労働省】第115回社会保障審議会介護給付費分科会（平成26年11月19日（水）開催）よりご確認ください。

* 連絡先 Tel 03-5366-2157 Fax 03-5366-2158 E-mail info@ghkyo.or.jp

協会ホームページ <http://ghkyo.or.jp/home>

